

# 第十管区海上保安本部（水路測量）公示第3号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和8年1月28日

第十管区海上保安本部長 大達 弘明（公印省略）

## 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 九州地方整備局 鹿児島港湾・空港整備事務所
- (2) 住 所 鹿児島県鹿児島市城南町23-1

## 2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区 域 川内港（付図参照）
- (2) 期 間 令和8年2月27日までのうち1日間

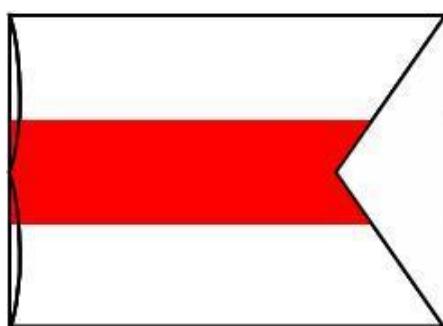
## 3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

## 4 航行船舶に対する安全処置

- (1) 十管区水路通報による周知を行う。
- (2) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識※を掲げる。

※ 標識（標旗）



付図

